平成２９年（フ）第８９号
富山市西中野町２丁目７番21―205号　中野コーポ
債務者　佐々木友奈
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１５号
富山市南栗山77番地
債務者　竹森八重子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３４号
富山市掛尾町435―１　ローレックスⅡ掛尾106号、住民票上の住所富山市黒瀬北町２丁目７番地６　信開ベルシー黒瀬405号
債務者　佐々木俊一
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９３号
兵庫県川西市小戸３丁目12番３号　B202
債務者　松岡　美穂
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１９５号
兵庫県宝塚市小林１丁目13番９号
債務者　阪本　　昇
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１９６号
兵庫県宝塚市小林１丁目13番９号
債務者　阪本ちづ子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
兵庫県宝塚市湯本町７番６号　親和寮203号室、従前の住所兵庫県洲本市小路谷1053番地15　淡路島観光ホテル第５社員寮226
債務者　加藤　康子（旧姓谷田）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５０９号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目21番１―810号
債務者　田中天兵探偵事務所こと天ノタコこと田中　天兵
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２７号
兵庫県西宮市今津曙町３番15―306号、前住所神戸市西区池上４丁目27番地の８（205号）
債務者　阿部久美子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４３号
大分市花江川14番19号（グランメゾン102）
債務者　安田　直広
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２８号
金沢市四十万５丁目51番地　サンモールⅠ201号
債務者　寺尾　峰彦
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９９号
兵庫県川西市矢問２―４―20、従前の住所兵庫県川西市小花２丁目20番21号
債務者　成田　光平
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２５４号
兵庫県伊丹市御願塚５丁目２番23号
債務者　春名　隆弘
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５４４号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目18番６号　ディア小菊102号
債務者　横田　麻子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３３号
和歌山市木ノ本190番地６　ボーヴィラージュ202
債務者　岸本　直通
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４５号
和歌山市広瀬通丁１丁目24番地　シティヴィライシモト４―D
債務者　谷口　　勉
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係